

令和元年台風第15号及び第19号による市内の概算被害額について

1 市内の概算被害額（11月1日時点で概算額を見込めたものの集計）

○官民合わせた被害はおよそ300億円

（1）公共関連（総額 およそ165億円）

- ・道路 約11億円（道路・側溝清掃、汚泥処理、災害ごみ収集運搬等）
- ・河川 約46億円（多摩川緑地ごみ・ヘドロ処理、グラウンド復旧等）
- ・公園 約3億円（倒木対策等）
- ・港湾 約14億円（浮島護岸復旧、東扇島護岸復旧等）
- ・学校 約7億円（雨漏り、ガラス破損対策等）
- ・公共用施設・その他 約6億円以上（市民館、図書館、とどろきアリーナほか市民利用施設の復旧等）
- ・災害救助法関連 約3億円以上（被災住宅の応急修理等）
- ・上下水道施設 約3億円（下水道管きよ、下水道施設ポンプ場・処理場等）
- ・市民ミュージアム 約72億円以上（建物関係（電気・空調設備等の復旧））
（収蔵品（取得時金額（被害状況調査中）））

（2）民間関連（総額 およそ129億円）

- ・製造業等 約58億円
- ・農業 約0.3億円
- ・住宅 約71億円

2 復旧に向けた財政措置に関する基本的な考え方（資料1参照）

3 国への緊急要望（資料2参照）

- （1）要望日：令和元年11月6日（水） 午前10時頃（予定）
- （2）要望先：内閣官房 菅官房長官
- （3）要望者：市長

【問合せ先】

（要望内容、災害対応全般について）

川崎市総務企画局危機管理室 森担当

電話 044-200-0561

（被害額、財政措置の基本的な考え方について）

川崎市財政局財政部財政課 谷村担当

電話 044-200-2179

台風第15号及び第19号被害 復旧に向けた財政措置に関する基本的な考え方

被害の状況や、復旧に要する時間などを踏まえ、臨機な財政措置を講じている。

I 被災者の生活の可及的速やかな復旧に向け、スピードを重視して、既存の予算枠を活用した流用や、予備費で対応するもの

【例】 救助費関連事務 災害ごみの撤去 など

II スピードを重視して、一旦、流用・予備費で対応した後、補正予算により財源調整を行うもの

【例】 災害救助法に基づく事務（住宅の応急修理 避難所の設置 学用品の給与 など）
中小企業の支援（保証料補助の拡充 など）

III 復旧に多額の費用を要する場合や、財源措置について国等との調整を要する場合など、令和元年度補正予算 または 令和2年度当初予算で対応するもの

【例】 汚泥の処理 多摩川河川敷のグラウンドの復旧 港湾施設の復旧 など

台風第15号及び第19号の被害に対する財政措置 (イメージ)

【被害への対応 (主なものの例示)】

① 救助費関連事務 (災害見舞金など) : [A]

② 道水路の補修* : [A]

③ 災害ごみの撤去* : [A]

④ 本市施設の復旧 (ガラス破損などの小規模被害) : [A]

⑤ 中小企業支援 (保証料補助の拡充) : 先行実施後、[B]

⑥ 災害救助法に基づく事務 : [A] により対応後、[B]
住宅応急修理、学用品給与・避難所運営など
・災害救助基金 (10億円) の繰入れには、補正予算の計上が必要
・取り崩した災害救助基金は後日、半分程度、国から補てんされる

⑦ 汚泥の処理*、多摩川河川敷グラウンドの復旧 : [B]

⑧ 本市施設の復旧 (大規模被害) : [B]
港湾施設、とどろきアリーナ、市民ミュージアム
羽田連絡道路 など

【財政措置】

[A]

予算の流用

または

予備費 (5億円) の使用

[B]

専決補正 (今回は該当なしの見込み)



12月補正予算 (先行議決・通常議決)



3月補正予算



令和2年度当初予算

応
急
度

※ … 各種災害時応援協定に基づくものを含む。

令和元年台風第 15 号及び第 19 号による 大雨等災害に係る緊急要望を行います

令和元年台風第 15 号及び第 19 号によって、市内の広い範囲で人的・物的被害が生じたため、福田市長が国に対し、次のとおり緊急要望を行います。

1 要望先等

要 望 者	要 望 先	要望予定日
市 長	内閣官房 菅官房長官	11月6日(水) 午前10時頃(予定)

場所：首相官邸（東京都千代田区永田町 1-6-1）

2 要望内容（別紙「令和元年台風第 15 号及び第 19 号による大雨等災害に係る緊急要望」参照）

- 激甚災害指定に伴う必要予算の確保
- 災害復旧に必要な経費の確実な配分
- 被災者の生活再建の支援
- 中小企業者等の事業再開・継続の支援
- 市民の安全・安心の確保に向けた支援・対策

※ 要望行動当日の取材は、できません。なお、結果につきましては、当日中に報道発表いたします。

○問合せ先

（要望内容、災害対応全般について）

担当 川崎市総務企画局危機管理室 森
電話 044-200-0561

（被害額、基本的な考え方について）

担当 川崎市財政局財政部財政課 谷村
電話 044-200-2179

令和元年台風第15号及び第19号による 大雨等災害に係る緊急要望

本市では、令和元年台風第15号及び第19号による豪雨や暴風、波浪によって市内の広い範囲で人的・物的被害が生じました。

とりわけ台風第19号では、その記録的な豪雨により生じた河川の増水による大規模な浸水等によって、死者1名、負傷者7名が発生したことに加え、数多くの建物が全壊・半壊又は床上・床下浸水するなど、被害は甚大なものとなっています。

このため、本市では現在、市民生活の一日も早い回復と安定に向けて、被害状況の把握と応急対策に全市一丸となって取り組んでおります。

しかしながら、これらの台風による被害は市内全域に渡って確認され、住宅や家財、工場及びその設備、道路・港湾・鉄道を含む公共施設、さらに本市が所蔵する美術作品及び文化財にまで及び、被害見込額は官民合わせおよそ300億円と多額で深刻であり、復旧のためには国の財政措置等の支援が不可欠です。

国におかれましては、このような被災地の状況を十分にご理解いただき、市民の安全・安心な日常生活が一刻も早く取り戻せますよう、次のことについて特段の御配慮と御協力をお願い申し上げます。

1 激甚災害指定に伴う必要予算の確保

本災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として指定されたことを踏まえ、同法に規定される特別の財政援助等が確実に実施されるよう必要予算を確保すること。

2 災害復旧に必要な経費の確実な配分

財政的支援にあたっては、本災害による被災地域・本市施設の迅速な復旧に向け、必要な財政需要等を広くとらえるとともに、所要額を確実に配分すること。

3 被災者の生活再建の支援

被災住宅が早期に復旧し、個々の被災者の生活再建が迅速に進むよう、災害救助法、被災者生活再建支援法等を弾力的に運用すること。

4 中小企業者等の事業再開・継続の支援

被災した中小企業者等が迅速に事業再開できるよう、財政支援や金融支援の拡大により必要な支援を講じるとともに、本災害に起因して売上高等が減少している中小企業者等の支援のために必要な予算を十分確保すること。

5 市民の安全・安心の確保に向けた支援・対策

本災害以外にも近年頻発する豪雨等に関し、被害の未然防止に向けた本市の行う施策に必要な支援を講じるとともに、国においても必要な対策を行うこと。

令和元年11月 6日

川崎市長 福田紀彦